

令和 7 年度

藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金

交付申請の手引き

2025 年(令和 7 年)10 月

藤沢市福祉部障がい者支援課

目次

1	この制度の目的	1
2	申請者	1
3	助成対象.....	1
4	助成額	2
5	申請方法.....	2
6	助成決定と交付	3
7	助成金の使用（執行）に際してのお願い.....	3
8	よくある質問と回答	4
9	お問い合わせ	5

1 この制度の目的

食料品等の長引く物価高騰に際し、障がい福祉サービス事業所が安定的に継続してサービスを提供できる体制を確保するとともに、価格転嫁による利用者負担の増加を抑制し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を維持することを目的に助成金を交付します。

2 申請者

法人の代表者（法人ごとに助成対象を集計し、申請してください。）

※藤沢市が課税する市税を滞納していないこと。市外の法人にあっては所在地が課税する市町村税を滞納していないこと

3 助成対象

助成対象は、次のすべての要件を満たす事業所のうち、市長が適当と認めた事業所です。

- ・ 藤沢市内に申請時点で所在し、藤沢市民が利用している事業所
※市が業務委託、指定管理している事業は除く。
- ・ 藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金を申請しないこと。

※助成対象の適否や申請内容については、障害福祉情報サービスかながわのホームページに掲載されている情報をもとに審査を行います。申請の前に掲載情報についてご確認ください。

【障害福祉情報サービスかながわ】 <https://shougai.rakuraku.or.jp/>

4 助成額

次の表による事業種別ごとの利用定員数の区分により、算定単位と助成金の月額欄の金額、令和7年7月から9月まで（最大3カ月）の運営月数を乗じた金額とします。

事業種別	利用定員数	算定単位	助成金の月額
共同生活援助、施設入所支援、短期入所、宿泊型自立訓練		利用者定員1人 当たり	3,000円
自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、生活介護、地域活動支援センター、日中一時支援	20人以上	1事業所当たり	23,000円
	20人未満	1事業所当たり	14,000円

（備考）

- 1 同一事業所番号で複数の事業種別を有する場合はいずれか一つを選択してください。
- 2 事業所の空床を用いて実施している短期入所については、助成の対象になりません。

5 申請方法

該当する事業所をそれぞれ集計し、法人単位で申請してください。

申請は1法人につき1回限りです。

ご注意ください

- ☆ 1事業所で複数のサービスを実施している場合、該当する事業種別の1つのみ申請できます（事業所番号ごとに1種別とします）。
- ☆ 複数の事業種別に該当する場合は、事業所番号単位で1つ選択してください。

<申請書類>

- ・ 藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金交付申請書兼請求書

※電子メールの場合、押印不要です。

※申請書は、市Webサイトの障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金のページからダウンロードできます。

<提出方法>

- ・紙又は電子ファイル

<提出先>

- ・紙の場合

〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1 障がい者支援課 助成金担当

- ・電子ファイルの場合

メールアドレス：fj1-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp

<申請期間>

2025年（令和7年）10月14日（火）～10月31日（金）

【必着】

申請期間を過ぎると助成を受けられませんのでご注意ください。

ご注意ください

- ☆ 申請は1法人につき1回限りです。
- ☆ 藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金との重複申請、併給はできません。共生型サービスで登録されている場合は、いずれかを選択してください。

6 助成決定と交付

原則として口座振込をもって決定通知に代えます。通帳記帳等によりご確認ください。申請から振込みまでは45日～60日程度かかります。

7 助成金の使用（執行）に際してのお願い

- ☆ 今回の助成金は、物価高騰に対する臨時的な交付金です。物品等の調達は市内経済の活性化、市内経営者への支援として、市内商店等での購入に努めてください。
- ☆ 助成金の目的は、事業所及び利用者の支援です。利用者への価格転嫁を抑制し、工賃の復元に努めていただくようお願いします。

8 よくある質問と回答

質 問	回 答
9月に新たな事業所を開始しますが、対象になりますか。	9月1日開所であれば、1か月分が対象となります。法人の申請は1回のみですので、新事業所開設後に申請してください。
定員はサービスを利用している藤沢市民の人数ですか。	事業所で届け出ている定員で申請してください。ただし、藤沢市民の利用がない事業所分は算定に含みません。
市外の施設は対象になりますか。	市外の施設は対象外です。
介護保険、障がい福祉サービスの両方で指定を受けている場合、どちらの助成金で申請しても良いですか。	介護保険、障がい福祉サービスの両方で登録している場合、介護、障がいの助成金制度のいずれか片方の申請としてください。
交付決定通知は出ないのですか。	原則として口座振込をもって代えますが、必要な場合はお申し出ください。
申請漏れがありました。追加申請できますか。	申請は、1法人1回のみとします。追加申請はできません。
申請内容に変更がありました。変更申請はできますか。	申請は、1法人1回のみとしますので、変更があった場合は一部取消等により決定します。変更申請はできませんが、変更内容と理由、時期により、申請取下により対応することがありますのでご相談ください。
事業所番号がない場合はどうしたらいいですか。	事業所番号の入力を省略し、その他必要事項を入力してください。

9 お問い合わせ

お問い合わせは、電子メールにてお願いします。

メールアドレス	いちえる fj1-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp (今回の助成金申請・お問い合わせ専用)
---------	--

(事務担当) 福祉部障がい者支援課 助成金担当

担当者 杉田、加藤

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 (0466) 50-3528

ファクス (0466) 25-7822

e-mail fj1-shogaifu@city.fujisawa.lg.jp